

○改葬をしたい

現在あるお墓を別の場所に移すことを「改葬」といいます。

遺骨を市内の墓地・納骨堂から市内外の別の墓地・納骨堂に移す場合には、改葬許可が必要です。

【手続きについて】

- ①「改葬許可申請書」を生活衛生課（又は桜木霊園管理事務所、平和公園管理事務所）で受け取ってください。
- ②必要事項を記入し、墓地管理者から埋蔵・収蔵の証明をもらいます。
- ③生活衛生課で「改葬許可証」を交付いたします。
- ④「改葬許可証」は、移転先の墓地管理者へ提出してください。

○分骨をしたい

遺骨の一部を別のお墓に埋葬することを「分骨」といいます。

（１）火葬の際に分骨する場合

事前に火葬場（斎場）へお申し出になり、分骨用の証明書を発行してもらってください。

（２）納骨済みの遺骨に分骨する場合

◆現在の埋葬先が市営の霊園・墓地

お持ちの墓地使用許可証を用意し、管理事務所へご連絡ください。

「分骨する為の許可証」を発行します。その後、分骨先で手続きしてください。

◆現在の埋葬先が民営の霊園・墓地

現在の埋葬先で収蔵証明（分骨する旨を明記したもの）を発行してもらい、その後、分骨先で手続きしてください。